

鳥取県障がい者プランの改訂について

平成29年8月10日

障がい福祉課、子ども発達支援課

○鳥取県障がい者プランについては、平成27年3月に現行プランを策定し、プランに基づく取組を進めているところで、す。(プランの期間:平成27年4月～平成35年3月)

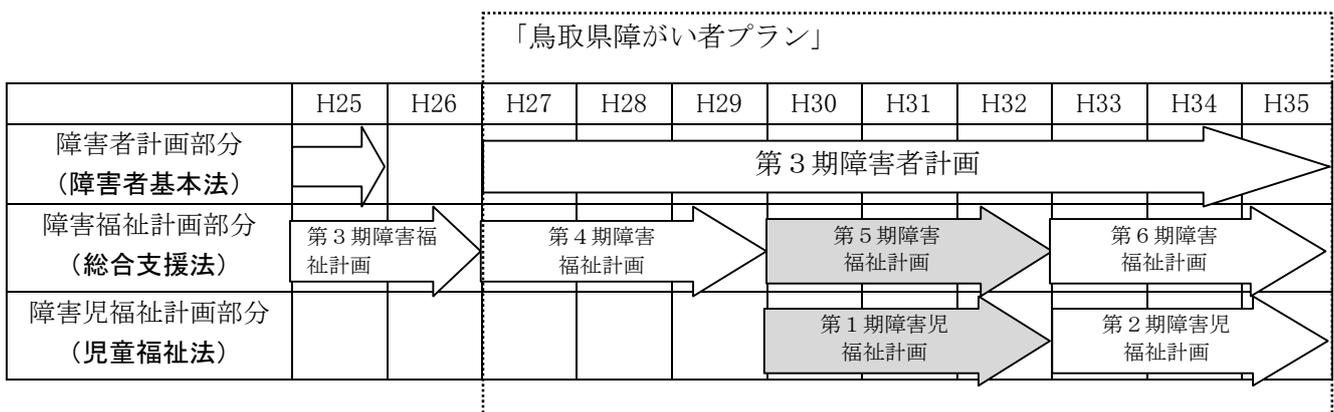
【鳥取県障がい者プランについて】

本県では、障害者基本法第11条第2項に基づく障害者計画と障害者総合支援法第89条に基づく障害福祉計画を一本化した「鳥取県障がい者プラン」を策定し、様々な施策を進めている。

①生活支援、②保健・医療、③教育、文化・芸術活動、スポーツ、④雇用・就業等、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安心・安全、⑧差別の解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮といった、幅広い分野の方向性を、中長期的(9年間)に定めたものが「障害者計画」であり、「障害福祉計画」は上記のうち、①生活支援について、比較的短いスパン(3年間)で障害福祉サービス等の数値目標等について定めた計画である。

○以下の事由により、今年度鳥取県障がい者プランの改訂を行うこととしています。

- ・「あいサポート条例」の制定に伴い、現在進めている障がい者施策をより力強く前進させるため、障害者計画の一部見直しを行う。併せて、既に目標として掲げている事項を達成されたものは新たな目標を設定する。
例)あいサポート運動の推進、情報アクセシビリティ及びコミュニケーション保障、災害時における障がい者の支援、障がい者の自立及び社会参加の推進
- ・県障害福祉計画の定期的見直しの時期に当たり、策定指針となる国の基本指針の改定がなされたことにより、本県の障害福祉計画の見直しを行う。
- ・児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられたことから、新たに「障害児福祉計画」の策定を行う。(障害福祉計画等と一体で策定することが認められているため、障がい者プランに盛り込むこととする。)



○主なスケジュール

- 29年7月 現行計画の実施状況調べ
- 8月 第1回施策協・自立協で改定の基本的方向を報告・意見徴収
- 10月 市町村への障害福祉サービス等の見込量調べ
- 11月 第2回施策協・自立協で改定素案検討
- 12月 パブリックコメント実施
- 30年1月 市町村等へ修正案提示
- 2月 第3回施策協・自立協で計画案検討
- 4月 改訂障がい者プラン施行

○現行プラン各分野別施策の基本的方向

分野	取組内容
①生活支援	○相談支援体制の充実 ○在宅サービス等の充実 ○障がい児支援の充実 ○サービスの質の向上等 ○人材の育成・確保 ○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成 (例：計画相談支援の推進、GH・短期入所等の整備促進、ペアレントメンターの活用等による家族支援の充実、従事者養成研修の実施、困難ケース対応のためのスーパーバイザー導入 等)
②保健・医療	○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等 ○人材の育成・確保 ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療 (例：医療ケアが必要な重度障がい児者への在宅支援、障がい者歯科診療の推進、精神障がい者への適切な医療提供、難病患者への支援(医療・福祉・相談) 等)
③安心・安全	○防災対策等の推進 ○防犯対策の推進 ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済 (例：避難所のバリアフリー化、緊急情報のバリアフリー化(あんしんトリピメール利便性向上等)、GHへのスプリンクラー設置、「メール110番」の周知、消費者教育・啓発の推進 等)
④情報アクセス・コミュニケーション支援	○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 ○情報提供の充実等 ○意思疎通支援の充実 ○行政情報の配慮 ○手話言語条例に基づく施策の展開 (例：ICT講習会の実施、手話通訳者等の養成・派遣、盲ろう者の実態調査、行政文書の音声化・イベント時の手話通訳等の配置、手話の普及促進、手話パフォーマンス甲子園を通じた情報発信 等)
⑤生活環境	○住宅の確保 ○公共交通機関のバリアフリー化の推進 ○公共的施設等のバリアフリー化の推進 ○福祉のまちづくりの推進 (例：GH整備促進、民間建築物バリアフリー補助制度の充実、ハートフル駐車場の設置促進、等)
⑥雇用・就業等	○障がい者雇用の促進 ○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進 ○総合的な就労支援 ○障がい特性に応じた就労支援 ○就労の底上げ ○年金・手当等 (例：好事例集作成等による企業啓発、障がい者職場定着推進センター設置によるジョブコーチ支援の提供、障がい者就労施設等からの優先調達の推進、工賃水準向上への各種取組、障害年金等の周知 等)
⑦教育、文化・芸術活動、スポーツ	○教育 ○文化・芸術活動の推進 ○スポーツ等の推進 (例：特別支援教育の更なる推進、「あいサポートアートとっとり展」等の開催、障がい者アート常設展示拠点の支援を通じた活動の場の提供、東京パラリンピックを見据えた障がい者スポーツ振興(選手育成・キャンプ地誘致等) 等)
⑧差別の解消及び権利擁護の推進	○障がいを理由とする差別解消の推進 ○権利擁護の推進 ○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 (例：職員対応要領の作成等「差別解消法」施行に向けた取組の推進、虐待防止のための施設職員等への指導・啓発等の実施 等)
⑨あいサポート運動の推進等	○あいサポート運動の推進 ○障がい及び障がい者理解の促進 ○ボランティア活動等の推進 (例：あいサポート運動の周知・広報、より実践的なあいサポート運動の実施・普及、「心の輪を広げる体験作文」募集等による理解促進 等)